

死後事務委任に関する判例の検討

谷 口 聡

Examination of Judicial Precedents for Mandate of Affairs after Death

Satoshi Taniguchi

(Received 10 January, 2017 ; Accepted 17 January, 2017)

Abstract

The legal theory to fulfill a testamentary intention of the deceased by contract is the “Contract for Mandate of Affairs after Death”. Since Article 653 (1) of the Civil Code of Japan provides that a mandate shall terminate upon the death of the party making the mandate, various discussions have been made among the scholars about the theory. While the Supreme Court of Japan accepted in the 1992 ruling the theory, or the contract for mandate of affairs after death, it is in fact the scholars who have led discussions on this issue so far. Since the ruling on delegation of affairs after death was made for the first time in 1909, a large number of judicial precedents in this issue have been accumulated.

The author attempts in this paper to make a case study on thirteen judicial precedents to date in the mandate contract and highlight the issues of the contract theory.

I 本稿の目的

わが国の社会の高齢化に伴って、委任者と受任者の間の委任契約によって、委任者が死亡した後においても契約の効力を存続させて、受任者の手によって委任者の生前の意思の実現を図ることを目的とする「死後事務委任契約」といった契約が注目を集めるようになった。すなわち、遺言制度の利用によることなく、委任契約という「契約」によって、故人の生前の意思の実現を図ろうというものである。

この民法上の一つの論点に関しては、大審院が昭和5年に判決を出したが（後掲Ⅱ☆03判例参照）、これまでほとんど注目されることなく、最高裁が平成4年に死後事務委任契約を認める判決（後掲Ⅱ☆10判例参照）を出してから、学説の注目を一挙に集めるようになった。民法

には、委任契約は、委任者または受任者の死亡によって終了するとする653条の規定が存在している。したがって、当該規定に反する意思表示・特約のある委任契約が有効であるのか、言い換えれば、民法653条は任意規定であるのか否かが第一の問題とされてきた。第二の問題は、任意規定であるとしても、委任契約は契約当事者による無理由解除権が民法651条によって認められていることから、これを委任者の相続人が行使できるのかという問題が存在している。さらには、そのような委任者の相続人と元々の委任契約の委任者および受任者との間の利害関係はどのように処理されるのかという問題があり、この問題は、遺言制度を置いている相続法理との衝突をも意味している。

筆者は、これまでに、およそ3編の死後事務委任契約に直接関係する拙稿¹⁾と、死因贈与を直接の対象とした1編の拙稿²⁾を公表する機会に恵まれた。また、この死後事務委任という民法上の論点は、近時、成年後見制度における成年後見人の職務範囲の問題として、広く採り上げられるようになった。しかし、筆者は、これまで、死後事務委任契約に関する「判例および裁判例」の初期から今日に至るまでの経緯を中心的な検討対象として研究したことはなかった。しかしながら、学説の検討をおこなった拙稿などを振り返ると、判例・裁判例の数も少なくはないという状況に達していると見られたことから、判例・裁判例のこれまでの経緯を整理した上で検討してみることもまた無駄なことではないと考えるに至った。

そこで、死後事務委任に関する判例法理は、現時点でどのような状況にあるのかを分析することとした。検討項目は、上述したような視点に基づくものである。すなわち、①民法653条は任意法規と解されているのか、②委任者の相続人による委任契約の無理由解除権の行使は認められているのか、③相続法理と死後事務委任契約の関係について判例はどのような立場に立っているのか、という3つの視点を軸として検討をおこなうこととする。

なお、判例は引用資料との関係で事実関係などが不明瞭な場合もあるため、特に、初期の判例に関しては、検討項目を簡略化して検討する場合もあることにつきご留意賜りたい。

II 具体的判例および裁判例の検討

以下において、事実概要、判決要旨と若干の検討の3つの項目に分けて13件の判例および裁判例の検討をおこなうこととする。

☆ 01 判例

大審院明治42年4月13日判決（民録15輯342頁）

【事実概要および判決要旨】

株券記名者が名義書換の手續に関する白紙委任状を添付した場合において、委任状記名者の死亡により、株券の流通が不可となるかが争点となった事案。

「株券記名者カ名義書換ノ手續ニ関スル白紙委任状ヲ添付シタル株券ハ交付ニ依リテ輾転流通シ委任状記名者即株券記名者ノ死亡カ其輾転流通ヲ妨クルノ事由トナラサルコトハ一般ノ習慣トシテ行ハルル所ナリ」とした。

【若干の検討】

株券の名義書換手続に関する白紙委任状の効力が、白紙委任状を作成した委任者の死亡後も有効であるかが問題となった事案であるが、本判決は、株券の流通に重きが置かれた判決と考えることもできる。死後事務委任の問題は、理論的には、このような白紙委任状の効力の問題にまで広がりを見せるものであるが、委任者と受任者の間の特殊な信頼関係という委任契約の性質に鑑みる場合には、このような株券の流通に関する問題については別途の視点からの検討も必要になるとと思われる。

☆ 02 判例

大審院大正6年7月14日判決（民録23輯1423頁）

【事実概要および判決要旨】

寺院の出張所である道場の守護役と「之二共有二係ル土地ヲ附属セシメタル区民」との関係が委任契約であるとされた事案において、「委任ハ当事者ノ信任ヲ基礎トスルモノナレハ子孫ニ至ル迄永久ニ守護役ヲ勤務セシムルコトヲ約スルカ如キハ委任ノ性質ニ反スルモノニシテ固ヨリ無効ナリ」とした。

【若干の検討】

◇委任契約の受任者である道場の守護役が子孫に至るまで永久にその守護役として勤務するという趣旨の委任契約は無効であるとした事例であるが、このような事例は、そもそも死後委任事務契約の事例に分類できるかという問題があると思われる。しかし、「子孫」の中には、当然、現在の受任者である守護役の子も含まれることと解されるから、その意味では死後事務委任の問題に含めて考察することもできよう。

◇本判決では、「子孫」に至るまで永久に委任契約当事者の地位を維持できるかという点が最大の問題となったと考えられるが、委任契約の性質が、契約当事者の「信任ヲ基礎」とするものであるとしている点は、民法653条1号を強行法規と解する立場と親和的であるとも解されないこともない。

☆ 03 判例

大審院昭和5年5月15日判決（法律新聞3127号13頁）

【事実概要】

甲と乙（女性）との間に出生し、未だ独立して生活する能力のない幼児丙の養育をその生後まもなく委託し、委任者甲が死亡して、委任契約関係の存続が問題となった事案。

【判決要旨】

「民法第六百五十三条ノ規定ハ強行法規ニアラスシテ意思解釈ノ規定ナルコトハ学説上明ナリ」とした上で、「原院認定ノ如ク民法ニ所謂準委任ノ法律関係ナリトスルモ契約当事者ノ意思ハ上告人ニ於テ右ノ幼児ヲ養育スル限り委託者ノ死亡ニ因リ其ノ委託関係ヲ終了セシメサル特約アリタルモノト認ムルヲ相当トス從ツテ委任者タル被告先代ノ死亡ニ因リ委託関係を終了セシムルモノナリト為スニハ須ラク特別ノ事情存在シ前記ノ如キ特約ヲ為スニイタラサリシコトヲ説明セサル可カラス」として、養育の委任契約が委任者死亡によって終了しない特約

があるとし、委任契約が継続することを認めた。

【若干の検討】

◇現在多くの文献において引用される判例である。民法 653 条 1 号の規定内容たる委任者死亡による委任契約の終了は、強行規定ではなく、特約がある場合にはそれに従うとする任意規定であるとの条文解釈を明確に示した判決である。

◇なお、民法 651 条の委任契約における無理由解除権が、委任契約当事者によって放棄されたのか、また、そうであったとして、それを相続人にまで引き継がせる趣旨の特約まで存在していたのかについては、言及されていない。

◇委任契約により、死後においても生前の意思を実現することについて、相続法理との関係をどのように調整するのかについてもまったく言及されていない。

☆ 04 判例

東京高等裁判所昭和 24 年 11 月 9 日(高等裁判所民事判例集 2 巻 2 号 274 頁, 裁判所ウェブサイト掲載判例)

【事実概要】

K は、東京で生活を営む者であったが、郷里の留守を託するため妹 O とその夫 A（被控訴人）に 30 余年にわたり、郷里の土地および家屋などの不動産の管理を委託していた。本件では、K の相続人 X（控訴人）が A らに対して、右不動産の権利に関してその帰属などを争った事案である。

この事案において、K と A および O との委任契約関係について以下のように判示された。

【判決要旨】

「委任契約は本来委任者の死亡によって終了するのであるが、右の如く K が東京に暮している関係上郷里の留守を託するために妹 O に入夫 A を迎へ爾来三十余年に及んでいるようか場合には A 夫婦の身分上の地位を信任して委任したものであるから、K の死亡によりて直ちに委任が終了したと見るべきでなく、相続人たる控訴人が解約の告知をしたときに終了すると解するのが穏当である。ところが K の家督相続人たる控訴人が本訴を提起し被控訴人等に対して本件物件の引渡を求めているが、これは従来委任関係を終了せしめんとする解約の告知と解することが出来る。従て本件訴状の送達と共に従来委任関係は終了し爾後、被控訴人 A は管理者として占有する正権原を失ったものである」と判示した。

【若干の検討】

◇民法 653 条が任意規定であると明確に述べてはいないが、本件における委任者が死亡した後も直ちに委任契約が終了したと見るべきではないところ容認していることから、任意規定であることを前提とした判決であると思われる。

◇当事者の意思解釈の問題であるのか、それとも、委任契約の性質の問題であるのかは明確にされていないが、委任者の相続人による委任契約の解除を認めていることは判旨のとおり明確である。したがって、民法 651 条の無理由解除権は相続人により行使されることが認められる場合があることが認められた事案である。

◇死後事務委任契約と相続法理との調整の問題には言及されていない。

☆ 05 判例

最高裁判所昭和 28 年 4 月 23 日判決 (民集 7 巻 4 号 396 頁)

【事実概要】

鉱物の試掘権の売買契約による移転などに関して、原告の父である A は原告が応召出征するに際して原告からその後事一切について包括的代理の委任を受けた者であったところ、仮に A に代理権があったとしても、原告は右売買契約の時に既に戦死しているから、その時に A の代理権は消滅しているなどの点が争われた事案である。

【判決要旨】

「右にいわゆる包括的代理の委任により、右 A は原告の委任による不在者財産管理人たる地位にあったものと認め得ないとは限らず、しかも、右 A と原告とが父子の関係にあり且つ原告が応召出征に際しての授権であるというような特別の事情からして、右授権は、財産管理人として右 A の有する代理権は、必ずしも原告の死亡によって消滅しない趣旨においてなされたものと解する余地もないわけではない。そして、本人の死亡を代理権消滅の原因とする民法一一一条の規定は、これと異なる合意の効力を否定する趣旨ではないと解すべきである」と判示された。

【若干の検討】

- ◇本判決の趣旨は、民法 111 条 1 項 1 号に規定されている代理における本人死亡による代理の終了について、これと異なる当事者の合意、すなわち、本人の死亡によっても代理権が消滅しないとする合意を認めたというものである。
- ◇代理権の消滅に関する事例ではあるが、立法者は委任契約によって代理権が発生すると考えていたことなどに鑑みれば、死後事務委任契約を検討するにあたって当然に考察すべき対象である。
- ◇本件では、委任者が原告であり、かつ、父が受任者となったケースであることから、代理における本人死亡の場合の本人の相続人による解除権行使云々は問題とはならないケースであると考えられる。

☆ 06 判例

最高裁判所昭和 31 年 6 月 1 日判決 (民集 10 巻 6 号 612 頁)

【事実概要】

訴外 A は、応召出征するに際してその祖母 B に対し、自己の応召不在中における自己の財産の管理その他後事一切を託し、B に委任による不在者の財産管理人たる権限を付与し、その代理権限は A の死亡によっては消滅を来さないものと定めた。その後 A は、戦地沖縄において戦死したが、B は A に帰属していた家屋を売却し、所有権移転登記がなされたが、A の妻であり、家督相続人となった X が、右売買契約及び所有権移転登記が無効であると主張して争った事案。

【判決要旨】

「民法一一一条一項一号は、代理権は本人の死亡によって消滅する旨を規定しているけれども、右はこれと異なる合意の効力を否定する趣旨ではないと解すべきである」とし、右売買契約は無効なものではないとした。

【若干の検討】

- ◇民法 111 条 1 項 1 号の任意法規性に関して判断された事案の一つである。本件においては、代理権が本人の死亡によっても消滅しない趣旨の合意があったことが事実認定されており、その場合には、代理権は本人が死亡しても消滅しないと判示した。
- ◇代理に関するケースであり、委任契約の当事者の無理由解除権が問題となるケースではないと考えられる。
- ◇本件では、相続人と故人ないし代理人の利益が衝突しているケースではなく、相続法理との調整に関しては問題視されていないように思われる。

☆ 07 判例

最高裁判所昭和 31 年 7 月 21 日判決（民集 10 卷 8 号 1122 頁）

【事実概要】

訴外 A は、所有する土地を代理人 B を介して Y ら（被告、被控訴人、上告人）に売買して所有権を移転させた。その後訴外 A は死亡し、A の実子である共同相続人 X ら（原告、控訴人、被上告人）は、右所有権移転登記の抹消を求めて提訴した事案。

【判決要旨】

原審における判断の一部を引用して以下のように判示。「本件各登記は、そのなされた当時すでに登記名義人たる A は死亡していたのであるから、かりに訴外 B が、A の生前同人から本件各登記につき代理権を与えられていたとしても、その代理権は本人の死亡によって消滅したものと解すべきである」とした。

しかし、「本件各登記は、訴外 B が A の死亡後同人の代理人として手続したものであり、その手続に瑕疵ある登記ではあるが、右本人の意思に基いて有効に成立した本件各土地に関する現在の真実な権利状態に符合し対抗力をもつ場合に該当するものとなり、もはや被上告人等には、上告人等に対して本件各登記の抹消を請求し得ないこととならざるをえないのである」などとして、結論として、所有権移転登記の抹消は否定した。

【若干の検討】

- ◇本人の死亡によって代理権が消滅したとする原審判決部分を引用している点は、民法 111 条 1 項 1 号を強行法規であるとする理解に立脚すると捉えられないこともない。
- ◇しかし、本件では、第一審原告が、被告らが訴外 A が死亡していたにもかかわらず生きていると偽ったなどとの主張もなされており、また、本判決の結論も、結局、第一審原告の主張を否定しているなどの点に鑑みると、一つの事例的な色彩の強い判決であったと見ることも可能であろう。

☆ 08 判例

横浜地方裁判所昭和 31 年 12 月 5 日判決（下民 7 卷 12 号 3553 頁）

【事実概要】

スウェーデン人たる未婚の者を母とする女兒は、その母を亡くしたが、被告 Y 1 とその夫となった被告 Y 2 によって養育されてきたところ、スウェーデン国親族法の適用により裁判所か

ら選任された監護権者を得た。右監護権者は、Y1およびY2にその7歳の女兒を引き渡すよう請求した。これに対して、被告らは、女兒の母が結核病床で先行きが危ぶまれた中、女兒の養育を委託し、死後も女兒が独立して生計を立てられるようになるまでは、Y1の許で養育してくれるように依頼されたものであり、以来右委託に基づいて女兒を引き取り、監護養育してきたものであるなどの主張をして、引渡しを否認した。

【判決要旨】

「かりに右委託が被告等主張のように、同女が独立し得るに至るまで同女を監護養育する趣旨であったとしてもかかる委託は法律によって新たに選任された監護権者の権利義務を制約し得べきものではなく、従って右委託は原告に対し何の効力も及ぼすものではないから、そのことだけで原告の引渡請求を拒むことはできない」とした。

【若干の検討】

◇本件は、確かに委任契約の効力が委任者死亡後にも有効かという視点で論ずることは不可能ではない。

◇しかし、本件は、外国法に基づいて外国の裁判所が当該外国籍の女兒の監護権者を選任したという極めて特殊な事案である。死後事務委任という視点で本判決をみれば、そのような委任を否定した事案に属するものとなるが、極めて事例的色彩の強い一つの裁判例であったと見ることが適当であろう。

☆ 09 判例

最高裁判所昭和36年11月9日判決（民集15巻10号2451頁）

【事実概要および判決要旨】

「訴訟代理人がその権限に基づいて選任した訴訟復代理人は独立して当事者本人の訴訟代理人となるものであるから、選任後継続して本人のために適法に訴訟行為をなし得るものであって、訴訟代理人の死亡に因って当然にその代理資格を失うものとは解されない」。

【若干の検討】

訴訟代理人が訴訟復代理人を選任し、その後訴訟代理人が死亡したため、訴訟復代理人の資格が失われるか否かが争点となった事案である。

本判決で述べられているように、復代理人は代理人の代理人ではなく、本人の代理人であることから、これを委任契約に当てはめるならば、訴訟代理人も訴訟復代理人もともに受任者ということになる。

本稿では、死後事務委任という、委任者死亡後の委任契約の効力の問題を検討対象としていることから、本事案は直接の検討対象ではない。

☆ 10 判例

最高裁判所平成4年9月22日判決（金法1358号55頁）

【事実概要】

訴外Aは、入院加療中、同人名義の預貯金通帳、印章及び右預貯金通帳から引き出した金員を上告人（Y）に交付して、Aの入院中の諸費用の病院への支払、同人の死後の葬式を含む法

要の施行とその費用の支払、同人が入院中に世話になった家政婦のBおよび友人Cに対する応分の謝礼金の支払を依頼する旨の契約を締結した。YはAが死亡した後、右依頼の趣旨に沿って、病院関連費、葬儀関連費及び四十九日の法要までを施行した費用並びにBおよびCに対する各謝礼金を支払った。Aの相続人Xは、Yの行為は不法行為であるとして、損害賠償請求をおこなった。

【判決要旨】

「自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約がAと上告人との間に成立したとの原審の認定は、当然に、委任者Aの死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法六五三条の法意がかかる合意の効力を否定するものでないことは疑いを容れないところである」とした上、Aと上告人との間の契約の法的性質につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すとした。

【若干の検討】

- ◇本判決が、近時において死後事務委任契約の問題が議論されるきっかけとなった事案であると言っても過言ではなく、多数の評釈がなされ、研究がおこなわれた。
- ◇民法 653 条の規定が任意法規であるという大審院以来の立場を維持した最高裁判決である。
- ◇相続人による本件委任契約の無理由解除などは問題とされていない。
- ◇また、このような死後事務委任契約が認められることと、相続法理との調整の問題に関しても触れられていない。

☆ 11 判例

東京高等裁判所平成 11 年 12 月 21 日判決（判タ 1037 号 175 頁）

【事実概要】

訴外Aは訴外Bの夫であり、控訴人（被告）Y 1 およびY 2 の父親であった。訴外Aは死亡し被控訴人（原告）で訴外Aの唯一の相続人Xは、控訴人Yらが、AとBの生活費、家産や祭祀の維持に使用するためにA名義の預金をAの死後払戻しを行ったことにつき、これが横領に当たるとして不法行為による損害賠償を請求した事案。原審は、被控訴人Xの主張を認容したため、Yらが控訴した。

【判決要旨】

Aは生前、B及びYらに対し、A名義の預金を管理し、これをAおよびBの生活費や療養費、さらには家産や祭祀の維持のために使用すること、また、その委任事務はAの死後も引き続いてBおよびYらにおいて処理することを委任したと認めるのが相当である。

死後の事務処理を含めてこれを委任するものとして預金の管理をまかせたとすると、「控訴人ら（Yら）が誠一（A）名義の預金を払い戻したとしても、そのこと自体は何ら不法行為を構成するものではない」として、原判決を取消した。

【若干の検討】

- ◇死後事務委任契約が不法行為を構成させない契約であると認定していることから、死後事務委任契約を認める趣旨であり、民法 653 条 1 号の規定は任意契約と解していることとなる。
- ◇委任者の相続人による無理由解除権が認められるのか否か、すなわち、本件事案では、無理

由解除権放棄特約がありかつそれが相続人を拘束するものであるのか否かについては判断がなされてはいないし、争点ともなっていない。

◇受任者の権限と相続人の利益が正面から衝突した一つの事例ということができようが、相続人との利益調整の問題、すなわち、死後事務委任契約と相続法理との調整に関しては何ら触れられていない。

☆ 12 判例

東京高等裁判所平成 21 年 12 月 21 日判決（判時 2073 号 32 頁，判タ 1328 号 134 頁）

【事実概要】

亡Aは、宗教法人丁原寺が管理する墓地に墓を建立した。Aは、丁原寺の僧侶である被控訴人（Y）に対し、自分の葬儀及び一切の供養を依頼し、供養料として 300 万円を交付した（第一準委任契約）。また、Aは、被控訴人（Y）に対し、自分の写真を渡して、写真を本件墓に納め永代供養してほしいと依頼した（第二準委任契約）。

Aの甥でありAの遺言によりAの葬儀および祭祀の主宰者と指定された控訴人（X）は、第一準委任契約の事務処理費用として前払いされた 300 万円は不当利得であり、また、第二準委任契約である永代供養の依頼は、社会通念上履行不能または解除されたなどと主張してYを訴えた事案。

【判決要旨】

「本来、委任契約は特段の合意がない限り、委任者の死亡により終了する（民法六五三条一号）のであるが、（中略）委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者の死亡によっても当然に同契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨と解される」として、最判平成 4 年 9 月 22 日判決を引用した。

その上で、さらに、「委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行がされることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である」とした。

結論として、「控訴人が委任者の地位の承継人として、民法六五六条、同法六五一条一項に基づき、本件第二準委任契約を解除したとして本件交付金の返還を請求するのは、その前提を欠くものであって、理由がない」として控訴を棄却した。

【若干の検討】

◇最判平成 4 年 9 月 22 日を引用して、死後事務委任契約が 653 条 1 号にもかかわらず、成立することを認めている。

◇死後事務委任契約が成立する場合において、委任者の祭祀承継人による無理由解除権の行使が認められるかについて、「特段の事情がない限り」これを否定するとして、原則として、無理由解除権の祭祀承継者による行使を否認する規範を提示した判決であったと評することが可能である。

◇このように、委任者の相続人などの無理由解除権行使について、個別事例に対応するための理論構成ではなく、一般的に適用可能な規範を構成したと見ることができる点は、下級審ではあっても大いに注目すべきであろう。

◇なお、死後事務委任契約と相続法理のとの調整の問題に関しては言及していない。

☆ 13 判例

高松高等裁判所平成 22 年 8 月 30 日判決（判時 2106 号 52 頁）

【事実概要】

訴外 A は、入院し体調の悪い折、見舞いに訪れた被控訴人（被告）（訴外 A の姉の四女） Y 1 に対して、自分の葬式と、A の娘で統合失調症の B の世話をしてほしいと頼み、A 名義の預金通帳と印鑑を渡した。Y 1 は A が死亡すると預金の払い戻しを受け、葬儀などの費用に充てた。その後 B の入院していた病院担当者から Y 1 は B 名義の預金通帳の交付を受けた。そして、B は死亡した。

訴外 A および B の唯一の相続人である控訴人 X（原告）（A の息子、B の甥）は、Y 1 及び Y 1 の夫 Y 2（係争中に死亡）に対して、不法行為または不当利得に基づき（Y 1 については予備的に受任者として善管注意義務違反に基づき）、損害賠償請求をするなどした。

【判決要旨】

◇「A は、被控訴人 Y 1 に A 名義の通帳類と印鑑を渡して、A の葬儀等と将来にわたって B の世話をすることを委託し、これを了解した被控訴人 Y 1 に対して、上記事務を履行するために A 名義の預金全部について払戻等を行うことができる管理処分権を与えたものと認められる。そして、上記事務の内容に照らすと、当該委任契約においては A の死亡によっては契約が終了しないことが合意されていたものと認めるのが相当である」として、A と Y 1 の間の死後事務委任契約の成立していたことを認定した。

◇そのような委任契約を前提として、A 名義の預金から正当な支出として認められる額は 445 万 5,041 円のみであるところ、Y 1 が実質的に払戻しを受けた金額は 2,332 万 8,002 円であり、それを差し引いた 1,887 万 2,961 円について、被控訴人 Y 1 は控訴人 X に対する損害賠償義務を負うとし、善管注意義務違反による損害賠償請求を認容した。

◇B と Y 1 の関係については、事務管理の関係であるとして、正当な支出額からそうでない支出額の差額 863 万 1,367 円について、損害賠償義務を負うものとした。

【若干の検討】

◇死後事務委任契約の成立を前提とした判決である。

◇死後事務委任契約の論点の一つとして、委任者の相続人に無理由解除権行使が認められるのかという問題があるが、本件では、提訴の時点で事務処理が終了していたため、解除権行使は問題とならず、判決の争点となっていない。

◇死後事務委任契約と相続法理のとの調整の問題に関しては言及されていない。

【本判決に関する判例評釈の検討】

本判決は、死後事務委任に関しては本稿で採り上げる最も新しいものであるため、既に研究者などによって提示されている判例評釈も含めて検討したい。

カライスコス・アントニオス専任講師は、ある者の世話の委託といった費用や期間の不定な委任事務を内容とする死後事務委任が認められた点において、☆11判例と同じ特徴を有していると分析する。そして、負担付贈与契約の成立が認められる場合と比較すると、受任者に善管注意義務が認められるため、相続人の保護を図ることがより容易になると指摘する。さらに、「高齢化が進行し、家族関係の希薄化によりいわゆる無縁社会が広がる中、法定相続人でない者による高齢者の財産管理・取得や療養看護を正当化する根拠が求められつつある。本判決は、…死後事務委任契約による委託可能性を認めると共に、受任者による正当な支出の範囲を画定する際の要素およびその限界について示唆するものであり、重要な意義を有する」と結んでいる⁴⁾。

青竹美佳准教授は、無縁社会における問題の深刻さを踏まえながらも、死後事務委任契約自体に原則論として批判的な立場を採られている。しかしながら、死者の法要などの委託は民法653条1号の規定にもかかわらず、認められるべきであるとする。また、委任者の相続人による解除権行使の論点についても、法要に関しては例外的に死後事務委任が認められてよいとしている⁵⁾。

田中壯太元判事は、本判決は、民法653条1号にもかかわらず、「委任者の死亡によっては終了しないとする合意があったものと認められた点に事例的意義があるものといえる」との評価をしている⁶⁾。

常岡史子教授は、「本件でより注目すべきはBの世話の委託である。これは葬儀や法要のように社会的に典型的な範疇の行為とはいえ、このような継続的かつ面倒見を内容とする事務の委託を相続人との関係でいかに解するかが問題となる」とされた上、「本件のように自己死後の家族の世話を他者に委託する契約に、遺贈や相続分の指定の潜脱行為という批判は直接該当しない点に留意を要する」としている⁷⁾。死後事務委任に関するこれまでの学説と判例を詳細に検討された上で、本判決の有する意義について、高く評価したものと思われる。

黒田美亜紀教授は、本判決を評して、「本件で問題となった世話のケースについては、世話が性質上それに要する期間や費用等の正確な予測が困難であることに鑑みれば、当該財産を死後事務委任の事務処理費用として確保し、必要に応じて事務処理の費用請求や報酬請求による方が、受贈者の財産権が移転してしまう贈与構成よりも簡潔・明快であり、被相続人の意思にも合致するといえよう」としている⁸⁾。さらに、本判決の意義について、「現在大きな問題として意識されているいわゆる「親なき後」の問題に、民法解釈論として、死後事務委任の方法で一定程度対応しうる可能性が示唆されたことは、大きな前進といえよう」と述べられ⁹⁾、障害者の面倒を見ている親が死亡してしまった後にその障害者の世話をする者に法的根拠を付与する手段としての死後事務委任の意義を高く評価している。

III 総合的検討と結語

上記II章の個々の事例の具体的検討を踏まえて、本稿の結びとして、総合的な視点から死後事務委任に関する考察を行いたい。

まず、本稿で採り上げた死後事務委任関連の判例は、大きく3つに大別できると考えられる。一つは、初期のものであり、現在問題となっている死後事務委任の典型事例とはかけ離れていると思われる事例であったり、☆08判例や☆09判例のようにかなり特殊性があり、個別事例的色彩の強い事例がある。二つ目としては、委任契約規定である民法651条の問題としてではなく、民法111条1項1号の代理権消滅規定が任意法規であるかという論点に関係する事例である。そして、三つ目としては、現在、典型的に問題とされているように、契約法理によって故人の死後に生前の意思を実現しようとするような事例である。

初期のものとしては、☆01判例のように白紙委任状の流通に関する問題であったり、道場の守護役を子孫に至るまで永久に委任するといった契約の有効性の問題であったりと、確かに、委任契約終了との関わりはあるものの、現在の死後事務委任契約事例には示唆をうることが難しい事例があった。また、☆08判例は、外国籍の女兒の監護権者が外国法に従って外国裁判所によって選任されたという特殊なケースであり、☆09判例は復代理に関するケースであり、一般に、復代理人は本人の代理人であることから、代理人死亡という事例とはいっても、死後事務委任とはなり得ないと考えられるケースであった。

代理人死亡後においても代理権授権者が代理権行使が可能であるかについて、☆05判決、☆06判決はこれを肯定した。そのような任意の意思が当事者にあった場合である。つまり、民法111条1項1号は、任意規定であると解釈した判例ということである。これに対して、☆07判決は、代理人の死亡によって代理権は消滅するとしているので、右規定は強行法規であるとの解釈にでていいると考えられなくもないが、その判決の結論は、結局、相続人側が主張した権利を否定しているものである。

現在において議論の対象になっている典型的な死後事務委任に関する事例としては、☆03判例、☆04判例、☆10判例、☆11判例、☆12判例、☆13判例が挙げられる。このうち、大審院や最高裁といった上級審の判決は、☆03判例と☆10判例のみである。その他の下級審の裁判例の数を見ても、判例の蓄積が十分であるとはいえず、未だ、死後事務委任契約に関する判例法理が確立されたとまでは言えない状態であるのが、今日の状況であるとするべきではないだろうか。そして、☆03判例も☆10判例も、本稿で検討対象に掲げた3つの論点のうち、民法653条が任意規定であるという点では一致をみているようであるものの、委任者の相続人による委任契約の無理由解除権行使の可否に関しては、全く言及していないし、また、死後事務委任契約を認めることが相続法理との衝突を招くことから、その調整が必要となることなどについてもまったく触れられていない。

しかし、☆12判例では、相続人（祭祀主宰者）による無理由解除権の行使を認めない意思であったと解釈されることを原則とした判決がなされており、さらに、☆13判例では、死後事務委任既契約の成立を当然の前提とした上で、受任者の善管注意義務違反につき相続人の主張を受けて認定された事例となっている。このような下級審を考察すると、徐々にではあるが、判例法理としての死後事務委任契約は確立の方向へと向かっているとの認識に立つこともまた不可能とは思われない。

最後に、学説上、多大な注目を集めた☆10判例（最判平成4年）が登場するに至った経緯を振り返ってみたい。☆03判例は大審院昭和5年の判決である。☆10判例が登場するまでには、

かなりの年月を経ている。その意味では、☆10判例は唐突なものであったのかとも考えられないこともない。しかし、その間を埋めたのは、最高裁判決を中心とした、民法111条1項1号の規定が任意法規であると解釈する判例法理であったと言えよう。それらの判例の積み重ねの上で、☆10判例は出現するに行ったものと見ることができるであろう。

いずれにしても、最高裁は、未だ、委任者の相続人による解除権行使という論点に関して、結論を出してはいない。もとより、相続法理との関係をどのように調整するのかについても何等の方向性も示してはいない。今後の判例の動向に大いに注目していきたい。

(たにぐち さとし・本学経済学部教授)

〔注〕

- 1) 拙稿「委任者死亡後の委任契約の効力」高崎経済大学論集52巻2号(2009年)15頁、同「委任者死亡後の委任契約の効力とその法益の保護」高崎経済大学論集56巻4号(2014年)45頁、同「故人の生前意思実現法理としての死後事務委任契約」高崎経済大学論集59巻2・3・4号(2017)17頁。
- 2) 拙稿「死因贈与と遺贈の方式に関する規定の準用」産業研究49巻2号(2014年)15頁。
- 3) カライスコス・アントニオス「被相続人と相続人でない者との死後事務委任契約」金融・商事判例1436号(2014年)126頁。
- 4) 前掲カライスコス・アントニオス127頁。
- 5) 青竹美佳「被相続人と非相続人との間の死後事務委任契約および負担付贈与契約」月報司法書士478号(2011年)84頁以下。
- 6) 田中壯太「判例紹介プロジェクト高松高判平成22年8月30日」NBL957号(2011年)126頁。
- 7) 常岡史子「故人より葬儀及び病気の子の世話を委託された者が、故人名義、子名義の預金を費消した場合の法律関係」私法判例リマックス44号(2012年〈上〉)37頁。
- 8) 黒田美亜紀「被相続人が自身の葬儀及び子の世話を相続人でない者に委託した場合の法律関係」登記情報615号(2013年)10頁。
- 9) 前掲黒田 12頁。

〔参考文献〕

- 近江幸治『民法講義V 契約法』2003年 成文堂 249～250頁。
- 山本敬三『民法講義IV-1 契約』2005年 有斐閣 738頁。
- 内田貴『民法II 債権各論』1997年 東京大学出版会 278～279頁。
- 北川善太郎『債権各論(民法講義IV)』(有斐閣 1993)88頁。
- 福岡由香「任意後見人の職務の明確性について」立命館法政論集第5号 229頁以下。
- 岡孝「民法判例レビュー43 契約」判タNo.831 40頁。
- 我妻栄『債権各論中二巻』1993年 岩波書店 694～695頁。
- 石井眞司＝伊藤進＝上野隆司「鼎談 金融法務を語る 第二九回」手形研究No.485 34頁以下。
- 明石三郎『注釈民法(16) 債権(7)』幾代通編 昭和48年 有斐閣 219頁。

- 来栖三郎『契約法』法律学全集 21 昭和 52 年 有斐閣 556 頁。
- 広中俊雄『債権各論講義』昭和 58 年 有斐閣 264～265 頁。
- 西尾信一「実務のための金融判決紹介」手形研究No.482 74～75 頁。
- 円谷峻「委任者の死亡と委任契約の終了」NBL No.539 53 頁以下。
- 星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』昭和 61 年 良書普及会 284 頁。
- 金山直樹「委任者が受任者との間でした自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約と委任者の死亡による契約の終了」判夕No.852 平成 5 年度主要民事判例解説 66 頁。
- 力丸祥子「自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約と委任者死亡による契約の終了」法学新報第 101 巻第 11・12 号 189 頁以下。
- 秦光昭「銀行取引における委任と取引の終了」手形研究No.485 6 頁。
- 松本崇「自己の死後事務の委任契約が委任者の死亡によって終了しないとされた事例」金法No.1366 5 頁。
- 後藤巻則「死後の事務処理の委託と委任契約の終了」別冊ジュリストNo.160 民法判例百選第五版 2001 年 有斐閣 147 頁。
- 谷口知平「戸籍法第八九条による戦死報告に基づく戸籍簿の戸籍簿の記載の証拠力○民法第一一条第一項第一号の趣旨○民訴第五七条および同第八五条の趣旨」民商法雑誌 第 29 巻第 3 号 194 頁以下。
- 河内宏「死後の事務処理を含む委任契約と委任者の死亡」私法判例リマークス 1994（下） 58 頁以下。
- 浜上則雄「本人死亡後における代理権の存続」阪大法学 第 27 号（1958・7） 3 頁以下。
- 浅生重機「自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任契約と委任者の死亡による委任契約の終了の有無」金法No.1394 63 頁。
- 中田裕康「委任者の死亡による委任契約の終了—最小平 4・9・22 をめぐって—」金融法務事情 1384 号 6 頁。
- 中田裕康『継続的取引の研究』（2000 年 有斐閣） 324 頁以下。
- 末川博『契約法（下）（各論）』（1975 年） 213 頁。
- 松坂佐一『民法提要債権各論』 199 頁。
- 三宅正男『契約法（各論）（下）』（1988 年） 120 頁。
- 黒田美亜紀「死後事務委任の可能性—その有効性と委任の承継，解除権行使の基準について—」明治学院大学法科大学院ローレビュー 18 号 31 頁（2013 年）。
- 『日本近代立法資料叢書 4 法典調査会民法議事速記録四』昭和 59 年 商事法務研究会 671 頁。
- 梅謙次郎『民法要義 卷之三』大正元年 出版の復刻版 昭和 60 年 有斐閣 七五七頁。
- 穂積陳重・富井政章・梅謙次郎校閲，松波仁一郎・仁保亀松・仁井田益太郎合著『帝国民法正解 第六巻』（日本法律学校 1897），引用は信山出版復刻版（1997）による。
- 廣中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣 1987） 624 頁。
- 廣中俊雄編著『第九回帝国議会の民法審議』（有斐閣 1986） 240～241 頁？。
- 岡松参太郎『民法理由債権編』（有斐閣 1875）次 297 頁。
- 村上恭一・磯谷幸次郎『債権各論 完』（中央大学 1914） 619 頁。

- 横田秀雄『債権各論』(訂正第八版)(清水書店 1916) 642頁。
- 鳩山秀夫『日本債権法各論(下)』(1912年) 619頁。
- 末弘厳太郎『債権各論』771頁(有斐閣 1918)。
- 三瀨信三「契約各論講義要領」(有斐閣 1931)。
- 石田文次郎『債権各論』181頁(早稲田大学出版 1947)。
- 戒能通孝『債権各論』(巖松堂書店 1948) 319頁。
- 遠藤浩ほか編『民法(6)』〔森島昭夫〕(1987年) 204頁。
- 能見義久「民法講義5 契約」稲本洋之助, 伊藤進ほか共著(有斐閣 1978) 278頁。
- 石川美明「判批・最判平成4. 9.22」大東ロージャーナル6号 81～93頁。
- 松川正毅「死後の事務に関する委任契約と遺産の管理行為」実践成年後見58号 41～48頁(2015年)。
- 冷水登紀代「判批」月報司法書士465号 60～67頁(2010年11月)。
- 柳勝司「委任契約における代理(1)」名城法学39巻1号1頁, 「同(2)」同39巻2号1頁, 「同(3)」同41巻2号73頁。